

共済組合の組合員証・被扶養者証および一般財団法人広島県  
職員互助会会員証の新規・再交付終了について（通知）

令和6年12月2日以降、組合員証・被扶養者証（以下「現保険証等」という。）、互助会会員証の新たな交付は行わず、マイナ保険証の利用を基本とする仕組みに移行します。

つきましては、①～⑤を確認いただき組合員へ周知をお願いいたします。

- ① 令和6年12月2日からのマイナ保険証への移行に当たっての概要。[【別添1】](#)
- ② 現保険証等は、令和6年12月2日以降も令和7年12月1日までの1年間は医療機関等で利用することができます。[【別添2】](#)
- ③ 令和6年12月2日以降に採用される方で、マイナ保険証を取得していない方につきましては、医療機関等で現保険証等の代わりとして利用できる「資格確認書」を交付します。[【別添3】](#)

また、共済組合の組合員および被扶養者の加入者情報登録が完了次第、組合員および被扶養者に「資格情報のお知らせ」を交付します。なお、この「資格情報のお知らせ」のみでは医療機関等を受診することはできません。[【別添4】](#)

- ④ 共済組合の特約店（商品購入）・宿泊施設における割引利用では、次のいずれかを提示してください。

- ・マイナポータルに登録した健康保険証の画面（スマートフォン等で画面表示していただく形を想定）
- ・上記の情報を保存（PDF）した画面又は印刷した紙媒体
- ・資格情報のお知らせ
- ・資格確認書

※なお、令和6年12月1日以前に交付された現保険証等は、経過措置期間内（令和7年12月1日まで）は引き続き、提示利用できます。

- ⑤ 現在交付している一般財団法人広島県職員互助会の会員証は、令和7年3月31日まで使用することができます。割引利用での資格確認は④に準じます。[【別添5】](#)

また、現在マイナ保険証を取得済みの方でマイナ保険証利用登録解除を希望される方は、下記問い合わせ先（給付年金係）にご連絡ください。

**【問い合わせ先】**

地方職員共済組合広島県支部

①から③について

給付年金係 担当 花本・伊藤・加藤  
（電話）082-513-2262 [ダイヤルイン](#)

④について

福利係 担当 森石  
（電話）082-513-2260 [ダイヤルイン](#)

⑤について

互助会 担当 吉岡  
（電話）082-513-2263 [ダイヤルイン](#)